

新	旧
<p style="text-align: center;">住宅ローン契約規定（元利均等型）</p> <p>お客さまおよび連帯保証人は、<u>住信SBIネット銀行（以下、「当社」といいます。）と住宅ローン取引を行う場合は、この規定（以下、「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定（以下、「各取引規定」といいます。）に従うことに同意するものとします。</u></p> <p>お客さまおよび連帯保証人と当社との間の住宅ローン取引に関する契約（以下、「本契約」といいます。）は、本規定のほか、「住宅ローン契約書」記載の借入要項またはWEBサイト画面に表示される「借入条件」もしくは「契約内容」（以下、総称して「借入要項等」といいます。）をその内容とします。</p> <p>お客さまは、当社がお客さまに対し借入要項等に定める借入金の受領方法にもとづき同要項に定める借入金額を交付した場合、当社に対し、本契約に従ってその元本を返済し利息その他の債務を支払うことを約します。</p> <p>当社による借入金額の交付がなされない場合、本契約の効力は生じないものとします。</p> <p>お客さまは、本契約にもとづき交付を受けた借入金を、お客さま自身または当社所定の親族の居住用住宅の新築・購入資金または居住用の住宅の住宅ローンの借換・借換と同時に行う増改築の資金に用いるためのみに利用するものとします。</p>	<p style="text-align: center;">住宅ローン契約規定（元利均等型）</p> <p>本規定は、<u>住信SBIネット銀行株式会社（以下「当社」といいます）の住宅ローン（元利均等型）を利用する個人（以下「お客さま」といいます）が、この「住宅ローン契約書」により当社と締結した住宅ローン契約（以下「本契約」といいます）にもとづくお借入に対し適用されます。本規定に定めのない事項については、別途契約する「抵当権設定契約証書」の規定の他、当社のWEBサイトに掲示する住信SBIネット銀行取引規定等の規定の他すべて当社の定めるところによるものとします。</u></p>
<p>第1条 借入金利</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本契約にもとづいてお客さまに適用される金利（以下、「借入金利」といいます。）は、本条3項の金利引下げがなければ、当社所定の基準金利によるものとします。 2. 当初借入金利は、<u>当社が借入金額を交付した日（以下、「ローン実行日」といいます。）</u>現在の基準金利とします。以後の借入金利は、変動金利を選択された場合は第6条に、固定金利を選択された場合は第7条に、それぞれ従うものとします。 3. 当社は当社所定の基準により、当社の基準金利に対して金利を引下げて適用することができるものとします。また、本規定の他の条項にかかわらず、当社はいつでもその引下げを中止または変更することができるものとします。 4. 略 	<p>第1条 借入金利</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本契約にもとづいてお客さまに適用される金利は、借入金利とします。借入金利は、本条3項の金利引下げがなければ、当社所定の基準金利によるものとします。 2. 当初借入金利は、ローン実行日現在の基準金利とします。以後の借入金利は、変動金利を選択された場合は第6条に、固定金利を選択された場合は第7条に、それぞれ従うものとします。 3. 当社は当社所定の基準により、当社の基準金利に対して金利を引下げて適用することができるものとします。また、本契約の他の条項にかかわらず、当社はいつでもその引下げを中止または変更することができるものとします。 4. 略
<p>第2条 遅延損害金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客さまは元利金の返済を遅延した場合には、遅延している元金に対し年14%（1年を365日とし、日割りで計算する。）の遅延損害金を支払うものとします。 2. 略 	<p>第2条 遅延損害金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客さまは元利金の返済を遅延した場合には、遅延している元金に対し年14%（1年を365日とし、日割りで計算する。）の遅延損害金を支払うものとします。 2. 略
<p>第3条 元利金の計算方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利息は<u>借入要項等に定める元利金返済日（以下、「約定返済日」といいます。）</u>に後払いするものとし、毎回の元利金返済額は、毎月の元利金返済額および半年毎増額返済額（以下、まとめて「約定返済額」といいます。）ともに、均等とします。 2. 略 3. 略 4. 略 5. 変動金利が適用されている場合において、借入金利の変更がなされた場合の<u>約定返済額の変更は第6条の定めによります。</u> 6. <u>ローン実行日から第1回約定返済日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合や第9条の繰上返済にあたって端数日数が生じる場合等、本規定の適用により1ヵ月未満の端数日数が生じる場合は、その端数日数の利息については、当社所定の計算方法により毎月返済部分と半年毎増額</u> 	<p>第3条 元利金の計算方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利息は「住宅ローン契約書」記載の元利金返済日（以下「約定返済日」といいます）に後払いするものとし、毎回の元利金返済額は、毎月の元利金返済額および半年毎増額返済額（以下まとめて「約定返済額」といいます）ともに、均等とします。 2. 略 3. 略 4. 略 5. 変動金利が適用されている場合において、借入金利の変更がなされた場合の<u>元利金返済額の変更は第6条の定めによります。</u> 6. <u>借入日から第1回約定返済日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合や第9条の繰上返済にあたって端数日数が生じる場合等、本規定の適用により1ヵ月未満の端数日数が生じる場合は、その端数日数の利息については、当社所定の計算方法により毎月返済部分と半年毎増額返済</u>

<p>返済部分に分けて1年を365日としてローン実行日等を含めて日割りで計算し、それぞれ、<u>当社所定の約定返済日の約定返済額</u>に加えて返済するものとします。</p> <p>7. 最終返済期日の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。</p>	<p>部分に分けて1年を365日として借入日を含めて日割りで計算し、それぞれ、<u>第1回の元金返済額</u>に加えて返済するものとします。</p> <p>7. 最終回の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。</p>
<p>第4条 返済用預金口座 当社におけるお客さまの代表口座円普通預金を、本契約にもとづくご返済用の口座（以下、「返済用預金口座」といいます。）とします。また、お客さまは本契約にもとづく債務を完済するまで、返済用預金口座を解約することはできません。</p>	<p>第4条 返済用預金口座 当社におけるお客さまの代表口座円普通預金を、本契約にもとづくご返済用の口座（以下「返済用預金口座」といいます）とします。また、お客さまは本契約にもとづく債務を完済するまで、返済用預金口座を解約することはできません。</p>
<p>第5条 約定返済</p> <p>1. 略</p> <p>2. お客さまは、約定返済日が土・日・祝日およびその他法令で定められた銀行の休日（以下、「休日」といいます。）にあたる場合、当該休日直後の当社の営業日に返済するものとし、当社は、これを約定返済日に返済したものとみなして取扱います。</p> <p>3. お客さまは毎月の約定返済日（前項に定める場合は、休日にあたる約定返済日の直後の当社の営業日とし、以下、本項および次項において「約定返済日等」といいます。）までに返済用預金口座に約定返済額相当額を預け入れるものとし、当社は、<u>当該約定返済日等に約定返済額を払戻請求書無しに自動的に引落すことにより、返済に充当します。</u>ただし、返済用預金口座の残高が約定返済額に満たない場合には、当社はその一部の返済に充てる取扱いはせず、その全額について返済は遅延するものとします。また、返済用預金口座の残高が、約定返済額のほか第9条に定める繰上返済等、当日に同口座から引落すべき金額の合計額に満たない場合には、当社は、任意の順序により引落すことができるものとします。</p> <p>4. 毎回の約定返済額相当額の預け入れが約定返済日等より遅れた場合には、当社は毎回の約定返済額と遅延損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。当社は、引落す遅延損害金の額を、WEBサイトに掲示される「返済予定表」の返済元本欄に記載の金額にもとづき、第2条に定める遅延損害金の年率および約定返済日の翌日から引落日までの実日数により算定するものとします。</p> <p>5. 返済用預金口座の残高が約定返済額に満たないために返済が遅延した場合は、当社はお客さまの入金後いつでも返済用預金口座から返済に必要な金額を自動的に引落とし、当社の任意の順序により本契約にもとづく債務の返済の支払いに充当することができるものとします。<u>ただし、本契約にもとづく債務のほか、お客さまが当社に対して返済を遅滞している、返済用預金口座から引落とされるべき債務がある場合には、当社は、当社の任意の順序により、返済用預金口座の残高を本契約にもとづく債務のほか、他の債務の支払いに充当することができるものとします。</u></p>	<p>第5条 約定返済</p> <p>1. 略</p> <p>2. お客さまは、約定返済日が土・日・祝日およびその他法令で定められた銀行の休日（以下「休日」といいます）にあたる場合、当該休日直後の当社の営業日に返済するものとし、当社は、これを約定返済日に返済したものとして取扱います。</p> <p>3. お客さまは毎月の約定返済日（前項に定める場合は、休日にあたる約定返済日の直後の当社の営業日とします）までに返済用預金口座に約定返済額相当額を預け入れるものとし、当社は、<u>当社所定の引落日に約定返済額を払戻請求書無しに自動的に引落すことにより、返済に充当します。</u>ただし、返済用預金口座の残高が約定返済額に満たない場合には、当社はその一部の返済に充てる取扱いはせず、その全額について返済は遅延するものとします。また、返済用預金口座の残高が、約定返済額のほか第9条に定める繰上返済等、当日に同口座から引落すべき金額の合計額に満たない場合には、当社は、任意の順序により引落すことができるものとします。</p> <p>4. 毎回の約定返済額相当額の預け入れが第1項に定める日（第2項の適用がある場合は、第2項に定める日とします）より遅れた場合には、当社は毎回の約定返済額と遅延損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。当社は、引落す遅延損害金の額を、WEBサイトに掲示される「返済予定表」の返済元本欄に記載の金額にもとづき、第2条に定める遅延損害金の年率および約定返済日の翌日から引落日までの実日数により算定するものとします。</p> <p>5. 返済用預金口座の残高が約定返済額に満たないために返済が遅延した場合は、当社はお客さまの入金後いつでも返済用預金口座から返済金額を自動的に引落とし、当社の任意の順序により本契約にもとづく債務の返済の支払いに充当することができるものとします。</p>
<p>第6条 変動金利の適用</p> <p>1. 約定返済額 変動金利タイプを選択された場合の当初の約定返済額は、<u>ローン実行日現在の元金残高、最終返済期日までの残存期間、借入金利等により当社所定の方法で計算するもの</u>とします。以降は、以下本条各項の規定にもとづき約定返済額が見直されるものとします。</p> <p>2. 変動金利の借入金利の変更 (1) 借入金利は、当社の短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）（以下、いずれも「短プラ」といいます。）を基準とし、短プラの変動に伴って以下各号に定めるところにより変更されるものとします。 (2) 前号による借入金利の変更は毎年4月1日、10月1日（以下、両日とも「基準日」といいます。）の年2回行うものとし、今回基準日の短プラが前回基準日</p>	<p>第6条 変動金利の適用</p> <p>1. 約定返済額 変動金利の当初の約定返済額は、<u>その適用日現在の元金残高、最終回約定返済日までの残存期間、借入金利等により当社所定の方法で計算するもの</u>とします。以降は、以下本条各項の規定にもとづき約定返済額が見直されるものとします。</p> <p>2. 変動金利の借入金利の変更 (1) 借入金利は、当社の短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）（以下いずれも「短プラ」といいます）を基準とし、短プラの変動に伴って以下各号に定めるところにより変更されるものとします。 (2) 前号による借入金利の変更は毎年4月1日、10月1日（以下両日とも「基準日」といいます）の年2回行うものとし、今回基準日の短プラが前回基準日の短</p>

の短プラ（ローン実行日後最初に到来する基準日についての「前回基準日の短プラ」は、ローン実行日現在の短プラとします。）と差がある場合に、その金利差と同じ幅で引上げまたは引下げるものとします。

- (3) 前号の変更による新しい借入金利（以下、「新借入金利」といいます。）は、基準日が4月1日の場合は6月の約定返済日の翌日から、基準日が10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から適用するものとします（以下、6月の約定返済日の翌日および12月の約定返済日の翌日を「新借入金利適用日」といいます。）。
- (4) 当初借入時に変動金利タイプを選択し、借入後60ヵ月経過した後に最初に到来する新借入金利適用日以前に固定金利特約タイプに変更しなかった場合、当該新借入金利適用日からは、当該新借入金利適用日直前の基準日（新借入金利適用日が、6月の約定返済日の翌日の場合は4月1日、12月の約定返済日の翌日の場合は10月1日）における借入要項等に定める変動金利タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金利」を適用するものとします。
- (5) 借入金利の変更が行われる場合、当社は、原則として、新借入金利適用日の1ヵ月前までに新借入金利および毎回の約定返済額の元金・利息の内訳などを当社所定の方法にて通知するものとします。
- (6) 略

3. 約定返済額の変更

- (1) 本条2項2号により借入金利が変更されても、ローン実行日後5回目の10月1日を基準日とする新借入金利適用日までは、約定返済額は各基準日における金利変更前と同一とします。ただし、約定返済額の内訳である元金・利息の内訳は変わります。
- (2) 当社は、ローン実行日後5回目の10月1日基準日以降5年ごとの応当日（以下、「約定返済額計算基準日」といいます。）において、その借入金利、その適用時期における約定未返済元金、残存借入期間、本条4項の未払利息にもとづいて、約定返済額計算基準日以降最初に到来する1月の約定返済日から次の約定返済額計算基準日以降最初に到来する12月の約定返済日まで（以下、「同一返済額期間」といいます。）の新しい約定返済額（以下、「新約定返済額」といいます。）を算出するものとし、それに従い、お客さまは同一返済額期間における最初の約定返済日のときより支払います。ただし、新約定返済額は変更前の約定返済額の1.25倍を超えないものとします。なお、新約定返済額は、その後に借入金利の変更が行われても、当該新約定返済額に係る同一返済額期間は変更されず、約定返済額の内訳である元金・利息の内訳が変わるものとします。
- (3) 当社は、原則として、前号の新約定返済額による返済の開始日の2ヵ月前までに新約定返済額（元金・利息の内訳）および借入金利などを当社所定の方法にて通知するものとします。

4. 未払利息

- (1) 本条2項により借入金利が引上げられたため、支払うべき利息が所定の約定返済額を超える場合には、その超過額（以下、「未払利息」といいます。）は新借入金利による2回目以降の約定返済日に約定返済額に含めて支払うものとし、その充当の順序は、未払利息、その約定返済日において支払うべき利息、元金の順とします。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 最終回返済額は、約定返済額にかかわらず、残存元金とその利息に未払利息を加えた金額とします。

プラ（ローン実行後最初に到来する基準日についての「前回基準日の短プラ」は、ローン実行日現在の短プラとします）と差がある場合に、その金利差と同じ幅で引上げまたは引下げるものとします。

- (3) 前号の変更による新借入金利は、基準日が4月1日の場合は6月の約定返済日の翌日から、基準日が10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から適用するものとします（以下、6月の約定返済日の翌日および12月の約定返済日の翌日を「新借入金利適用日」といいます。）。
- (4) 当初借入時に変動金利タイプを選択し、借入後60ヵ月経過した後に最初に到来する新借入金利適用日以前に固定金利特約タイプに変更しなかった場合、借入後60ヵ月経過した後に最初に到来する新借入金利適用日からは、新借入金利適用日直前の基準日（新借入金利適用日が、6月の約定返済日の翌日の場合は4月1日、12月の約定返済日の翌日の場合は10月1日）における借入要項に定める変動金利タイプ選択時の金利タイプ変更後の金利を適用するものとします。
- (5) 当社は、本項2号の借入金利の変更が行われる場合、新借入金利適用日の1ヵ月前までに新しい借入金利および毎回の元金返済額（以下「毎回返済額」といいます）の元金・利息の内訳などを当社所定の方法にて通知するものとします。
- (6) 略

3. 返済額の変更

- (1) 本条2項2号により借入金利が変更されても、借入後5回目の10月1日基準日を経過した本条2項3号の新借入金利の適用日までは、毎回返済額は各基準日における金利変更前と同一とします。ただし、毎回返済額の内訳である元金・利息の内訳は変わります。
- (2) 当社は、借入後5回目の10月1日基準日（以下、「毎回返済額計算基準日」）といい、5年ごとの応当日も同様とします）において、その借入金利、その適用時期における約定未返済元金、残存借入期間、本条4項の未払利息にもとづいて、毎回返済額計算基準日以降最初に到来する1月の約定返済日から次の毎回返済額計算基準日以降最初に到来する12月の約定返済日まで（以下「同一返済額期間」といいます）の新しい毎回返済額（以下「新返済額」といいます）を算出するものとし、それに従い、お客さまは同一返済額期間における最初の約定返済日のときより支払います。ただし、新返済額は変更前の毎回返済額の1.25倍を超えないものとします。なお、新返済額は、その後に借入金利の変更が行われても、当該新返済額に係る同一返済額期間は変更しないものとします。
- (3) 当社は、原則として、前号の新返済額による返済の開始日の2ヵ月前までに新返済額（元金・利息の内訳）および借入金利などを当社所定の方法にて通知するものとします。

4. 未払利息

- (1) 本条2項により借入金利が引上げられたため、支払うべき利息が所定の毎回返済額を超える場合には、その超過額（以下「未払利息」といいます）は新しい借入金利による初回約定返済日の次回以降の返済日に毎回返済額に含めて支払うものとし、その充当の順序は、未払利息、その回の利息、元金の順とします。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 最終回返済額は、毎回返済額にかかわらず、残存元金とその利息に未払利息を加えた金額とします。

第7条 固定金利の適用

1. 固定金利適用期間

借入要項等に定める特約期間（以下、「固定金利適用期間」といいます。）開始日はローン実行日または約定返済日の翌日にあたる日とし、固定金利適用期間終了日は、固定金利適用期間が経過する応当年月の約定返済日とします。

2. 約定返済額

(1) 固定金利適用期間終了日までの適用期間中は、第1条3項または4項の場合を除き、固定金利の借入金利および約定返済額は変わらないものとし、その約定返済額は固定金利の適用開始日現在の元金残高、適用される固定金利、最終返済期日までの残存期間、借入金利等により当社所定の方法で計算します。なお、約定返済額の上限はないものとします。

(2) 略

第7条 固定金利の適用

1. 固定金利適用期間

特約期間開始日は契約日（借入日）または約定返済日の翌日にあたる日とし、特約期間終了日は、特約期間が経過する応当年月の約定返済日とします。

2. 約定返済額

(1) 固定金利適用期間終了日までの適用期間中は、第1条3項または4項の場合を除き、固定金利の借入金利および約定返済額は変わらないものとし、その約定返済額は固定金利の適用開始日現在の元金残高、適用される固定金利、最終回約定返済日までの残存期間、借入金利等により当社所定の方法で計算します。なお、約定返済額の上限はないものとします。

(2) 略

第8条 金利タイプの変更

1. 変動金利からの変更

(1) 変動金利が適用されている場合、その変動金利適用期間中は、次号の定めにより変動金利から固定金利への変更を行うことができるものとします。

(2) 変動金利が適用されている場合、次号に定める特別な事情がない限り、約定返済日前日の当社所定の時刻までに、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作による申し出により、適用期間を選択して固定金利へ変更できるものとします。また、お客さまがこの変更を申し出た場合、適用される借入金利は、その申出日以降最初に到来する約定返済日の翌日（以下、「固定金利適用開始日」といいます。）におけるお客さまが選択した適用期間に対応する借入要項等に定める固定金利特約タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金利」とし、固定金利適用開始日より適用するものとします。

(3) 前号の定めにかかわらず、延滞や固定金利適用開始日から最終返済期日までの残存期間が当社所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまが前号の操作により金利を一旦選択した後、固定金利適用開始日の前日の当社所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。

2. 固定金利からの変更

(1) 固定金利が適用されている場合、その固定金利適用期間中は、変動金利への変更、借入金利の変更ならびに固定金利適用期間の変更はできないものとします。

(2) 本項3号の場合を除き、固定金利適用期間が終了した場合は、金利タイプは自動的に変動金利に変更され、借入金利は当該終了日の翌日における借入要項等に定める変動金利タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金利」とし、当該終了日の翌日より適用します。これにより、以後借入金利が引上げられ、支払うべき利息が約定返済額を超える場合には、第6条4項の未払利息に関する規定が適用されるほか第6条の規定が適用されます。

(3) 固定金利適用期間終了日以降、引き続き固定金利を選択する場合は、次号に定める特別な事情がない場合に限り、お客さまは、当該終了日の前日の当社所定の時刻までに、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作による申し出により、新たな適用期間を選択して固定金利を選択することができます。この場合、適用される借入金利は、当該固定金利適用期間終了日の翌日（以下、「新たな固定金利適用開始日」といいます。）における、お客さまが選択した適用期間に対応する借入要項等に定める固定金利特約タイプ

第8条 金利タイプの変更

1. 変動金利からの変更

(1) 変動金利が適用されている場合、延滞など特別な事情がない限り、約定返済日前日の当社所定の時刻までに、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作による申し出により、適用期間を選択して固定金利へ変更できるものとします。また、お客さまがこの変更を申し出た場合、適用される借入金利は、原則としてその申出日以降最初に到来する約定返済日（ただし約定返済日当日の申し出は不可）の翌日におけるお客さまが選択した適用期間に対応する固定金利特約タイプの基準金利にもとづく、借入要項に記載された「金利タイプ変更後の借入金利」とし、お客さまの申出日以降最初に到来する約定返済日の翌日より適用するものとします。

(2) 変動金利から固定金利への変更は、変動金利の適用期間中、前号の定めにより、いつでも行うことができるものとします。ただし、固定金利適用日から最終返済期日までの残存期間が当社所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまがこの操作により金利を一旦選択した後、金利切替日の前日の当社所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。

2. 固定金利からの変更

(1) 固定金利が適用されている場合、その固定金利適用期間中は、変動金利への変更、借入金利の変更ならびに固定金利適用期間の変更はできないものとします。本項2号の場合を除き、固定金利適用期間が終了した場合は、金利タイプは自動的に変動金利に変更され、借入金利は当該終了日の翌日における変動金利タイプの基準金利にもとづく、借入要項に記載された「金利タイプ変更後の借入金利」とし、当該終了日の翌日より適用します。これにより、以後借入金利が引上げられ、支払うべき利息が毎回返済額を超える場合には、第6条4項の未払利息に関する規定が適用されます。

(2) 固定金利適用期間終了日以降、引き続き固定金利を選択する場合は、延滞など特別な事情がない場合に限り、お客さまは、当該終了日の前日の当社所定の時刻までに、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作による申し出により、新たな適用期間を選択して固定金利を選択することができます。ただし、固定金利適用日から最終返済期日までの残存期間が当社所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまがこの操作により金利を一旦選択した後、金利切替日前日の当社所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。

<p>選択時の「金利タイプ変更後の借入金利」とし、新たな固定金利適用開始日から適用するものとします。</p> <p>(4) 前号の定めにかかわらず、延滞や新たな固定金利適用開始日から最終返済期日までの残存期間が当社所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、新たな固定金利適用期間の選択はできないものとします。なお、お客さまが前号の操作により金利を一旦選択した後、新たな固定金利適用開始日の前日の当社所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。</p>	<p>(3) 前号の場合、借入金利は、従来の固定金利適用期間終了日の翌日（新たな固定金利適用開始日）における、お客さまが選択した適用期間に対する基準金利にもとづく、借入要項に記載された固定金利特約タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金利」とし、新たな固定金利適用開始日から適用するものとします。</p>
<p>第9条 繰上返済</p> <p>1. お客さまは、第5条に定める約定返済の他、当社所定の方法により、延滞など特別な事情がない限り、返済用預金口座に資金を預け入れたうえで、最終返済期日以前に繰上返済をすることができるものとします。</p> <p>2. 一部繰上返済</p> <p>(1) 前項により、お客さまが指定した金額（ただし、当社所定の金額以上とします。）を借入金残額の一部として返済する場合、当社所定の手数料をあわせて支払うものとします。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) お客さまは、約定返済額は変えずに最終返済期日を繰り上げる方法、または最終返済期日を変えずに約定返済額を減らす方法を選択できるものとし、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作により、お客さまが任意に選択するものとします。この操作を行った後の初回および最終返済期日の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。なお、約定返済が遅延しているときには一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済額および遅延損害金合計額を返済した後に同様にWEBサイトでの当社所定のお客さまの操作により行うものとします。</p> <p>3. 全額繰上返済 略</p>	<p>第9条 繰上返済</p> <p>1. お客さまは、第5条に定める約定返済の他、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作により、延滞など特別な事情がない限り、返済用預金口座に資金を預け入れたうえで、最終回返済日以前に繰上返済をすることができるものとします。</p> <p>2. 一部繰上返済</p> <p>(1) 前項により、お客さまが指定した金額（ただし、当社所定の金額以上とします）を借入金残額の一部として返済する場合、当社所定の手数料をあわせて支払うものとします。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) お客さまは、毎回返済額は変えずに最終期限を繰り上げる方法、または最終期限を変えずに毎回返済額を減らす方法を選択できるものとし、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作により、お客さまが任意に選択するものとします。この操作を行った後の初回および最終回の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。なお、約定返済が遅延しているときには一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済分を返済した後に同様にWEBサイトでの当社所定のお客さまの操作により行うものとします。</p> <p>3. 全額繰上返済 略</p>
<p>第10条 返済条件の変更</p> <p>第8条および第9条の申込については、当社がお客さまからの申し出を承諾した時に、それぞれの各条項にもとづき条件が変更されます。この場合、原則として書面での確認などは行いません。</p>	<p>第10条 返済条件の変更</p> <p>第8条および第9条の申込については、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作により当社に申し出るものとし、その申し出に対し当社が承諾した時に、それぞれの各条項にもとづき条件が変更されます。この場合、原則として書面での確認などは行いません。</p>
<p>第11条 期限の利益の喪失</p> <p>1. 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) お客さままたは連帯保証人が住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によってお客さまの所在が当社にとって不明となったとき。</p> <p>2. 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本契約にもとづく債務に限らず、当社に対する債務について期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(3) お客さまが本契約および各取引規定に違反したとき。</p> <p>(4) 支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) お客さまが当社に保有する預金債権その他の債権または当社に預託する資産もしくは債務の担保の目的物について、仮差押、または仮処分、差押の命令の通知が発送されたとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 連帯保証人に前項各号または本項各号のいずれかの事由があるとき。</p>	<p>第11条 期限の利益の喪失</p> <p>1. 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) お客さまが住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によってお客さまの所在が当社にとって不明となったとき。</p> <p>2. 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本債務に限らず、当社に対する債務について期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(3) お客さまが当社との取引規定の一つにでも違反したとき。</p> <p>(4) 支払停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) お客さまが当社に保有する返済用預金口座またはお客さまの当社に対する預金その他の当社に対する債権、または債務の担保の目的物について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 連帯保証人に前項1号または本項各号のいずれかの</p>

<p>3. 略 4. 略</p>	<p>事由があるとき。 3. 略 4. 略</p>
<p>第 11 条の 2 反社会的勢力の排除</p> <p>1. お客さまおよび連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、<u>関係しない</u>ことを確約するものとします。</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略</p> <p>2. お客さまおよび連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略</p> <p>3. 第 11 条 2 項 1 号の規定の適用により、お客さままたは連帯保証人に損害が生じた場合にも、<u>お客さまおよび連帯保証人は、当社になんらの請求をすることができません。</u>また、当社に損害が生じたときには、お客さままたは連帯保証人がその責任を負うものとします。</p>	<p>第 11 条の 2 反社会的勢力の排除</p> <p>1. お客さままたは連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略</p> <p>2. お客さままたは連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略</p> <p>3. 第 11 条 2 項 1 号の規定の適用により、お客さままたは連帯保証人に損害が生じた場合にも、<u>当社になんらの請求をすることができません。</u>また、当社に損害が生じたときには、お客さままたは連帯保証人がその責任を負うものとします。</p>
<p>第 12 条 担保</p> <p>1. 略 2. 略 3. 本契約による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、<u>当社は、担保を、必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差引いた残額を法定の順序にかかわらず、本契約による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、お客さまは直ちに返済するものとします。</u>また、本契約による債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰が生じた場合には、当社はこれを取立または処分前の当該担保の所有者に返還するものとします。</p> <p>4. 略</p>	<p>第 12 条 担保</p> <p>1. 略 2. 略 3. 本契約による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、担保は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により当社において取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差引いた残額を法定の順序にかかわらず、本契約による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、お客さまは直ちに返済するものとします。また、本契約による債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰が生じた場合には、当社はこれを取立または処分前の当該担保の所有者に返還するものとします。</p> <p>4. 略</p>
<p>第 13 条 連帯保証</p> <p>1. 連帯保証人は、お客さまが本契約にもとづき負担する一切の債務について、お客さまからの委託にもとづき<u>お客さまと連帯して、保証債務を負い、その履行については本契約に従うもの</u>とします。</p> <p>2. 連帯保証人は、お客さまの当社に対する預金その他の債権をもって相殺ができることを理由として<u>保証債務の履行を拒絶しないもの</u>とします。</p> <p>3. 連帯保証人は、当社が他の担保または保証の<u>変更、解除等</u>をしても、免責を主張することができないものとします。</p> <p>4. 連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によって当社から取得した権利は、お客さまと当社との間に、本契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、<u>当社の同意がなければこれを行使しないもの</u>とします。また、<u>代位の目的となった権利の対価たる金銭については、当社が連帯保証人に優先して弁済に充当することができるもの</u>とします。</p> <p>5. 連帯保証人がお客さまと当社との取引について他に保証</p>	<p>第 13 条 連帯保証</p> <p>1. 連帯保証人は、お客さまが本契約にもとづき負担する一切の債務について、お客さまと連帯して保証債務を負い、その履行については本契約に従うものとします。</p> <p>2. 連帯保証人は、お客さまの当社に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。</p> <p>3. 連帯保証人は、当社が他の担保または保証を<u>変更、解除等</u>しても、免責を主張することができないものとします。</p> <p>4. 連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によって当社から取得した権利は、お客さまと当社との間に、本契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、<u>当社の同意がなければこれを行使しないもの</u>とします。</p> <p>5. 連帯保証人がお客さまと当社との取引について他に保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、他に限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。連帯保証人がお客さまと当社との取引に</p>

<p>ものとしします。</p> <p>2. 前項の規定により、当社が債権を他に譲渡した場合、当社は譲渡した債権に関し、譲受人（以下、本条においては信託の受託者を含みます。）の代理人になることができるものとしします。この場合、お客さまは当社に対して、従来どおり本規定に定める方法によって毎回の約定返済金額を支払い、当社はこれを譲受人に交付するものとしします。</p>	<p>ものとしします。</p> <p>2. 前項の規定により、当社が債権を他に譲渡した場合、当社は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含みます）の代理人になることができるものとしします。この場合、お客さまは当社に対して、従来どおり本規定に定める方法によって毎回の約定返済金額を支払い、当社はこれを譲受人に交付するものとしします。</p>
<p>第21条 代り証書等の差し入れ</p> <p>契約書等を作成している場合に、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済していただくものとしします。ただし、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合もしくは契約書等を作成していない場合において、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとしします。</p>	<p>第21条 危険負担・免責条項等</p> <p>1. 契約書等を作成している場合に、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済していただくものとしします。ただし、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合もしくは契約書等を作成していない場合において、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとしします。</p> <p>2. 当社が、お客さまが入力した暗証番号もしくはインターネット取引用のログインパスワードまたは取引パスワードを当社の記録と照合し、相違ないと認めて取引したときは、これらにつき偽造、変造または盗用等の事故があっても、これらを使用・入力して行われた取引についてはお客さま本人が行ったものとみなし、事故によって生じた損害はお客さまの負担とし、当社は責任を負いません。</p>
<p>第22条 報告および調査</p> <p>1. <u>お客さまは、当社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、お客さまもしくは連帯保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。</u></p> <p>2. <u>お客さまは、担保の状況またはお客さまもしくは連帯保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社に遅滞なく報告するものとしします。</u></p>	<p>第22条 告知、通知または照会の方法</p> <p>1. <u>お客さまは、当社よりお客さまへの告知、通知または照会をする場合に、当社のWEBサイトへの掲示、またはEメールその他の方法により行われることに同意するものとしします。</u></p> <p>2. <u>届出のあったEメールアドレスまたは住所に宛てて当社が通知を発信した場合には、お客さまの通信事情等の理由により延着しまたは到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</u></p>
<p>第23条 届出事項の変更</p> <p>1. 氏名、住所、電話番号、勤務先等その他当社に届け出た事項を変更する場合またはこれに変更があったときは、お客さまおよび連帯保証人は直ちに当社に当社所定の方法で届け出るものとしします。</p> <p>2. <u>当社所定の書面により届け出られた署名について、当社は、口座開設時等に記載された署名との筆跡確認義務は負わないものとし、これにより生じた損害については、責任を負いません。</u></p> <p>3. <u>届出の変更手続以前に生じた損害および不備や届出を遅滞しまたは怠ったことにより生じた損害について当社は責任を負わないものとしします。</u></p> <p>4. <u>届出のあった住所に宛てて当社が通知を発信した場合には、届出事項の不備・未変更、その他当社の責めによらない事由により延着しまたは到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</u></p> <p>5. (1) <u>お客さままたは連帯保証人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を当社に書面で届け出るものとしします。お客さままたは連帯保証人の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に当社に届け出るものとしします。</u></p> <p>(2) <u>お客さままたは連帯保証人について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当社に届け出るものとしします。</u></p> <p>(3) <u>お客さままたは連帯保証人について、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも前記各号</u></p>	<p>第23条 届出事項の変更</p> <p>1. 氏名、住所、電話番号、勤務先等その他当社に届け出た事項に変更があったときは、お客さまは直ちに当社に当社所定の方法で届け出るものとしします。<u>この届出の不備や届出を遅滞しまたは怠ったことにより生じた損害について当社は責任を負わないものとしします。</u></p> <p>2. (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を当社に書面で届け出るものとしします。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当社に届け出るものとしします。</p> <p>(3) <u>すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも前記各号と同様に当社に届け出るものとしします。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>

と同様に当社に届け出るものとします。 (4) 略 (5) 略	
第 24 条 住民票等の取得同意 略	第 24 条 住民票等の取得同意 略
第 25 条 諸費用の負担および支払方法 略	第 25 条 諸費用の負担および支払方法 略
第 26 条 合意管轄 お客さまおよび連帯保証人は、本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。	第 26 条 合意管轄 お客さまは、本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。
第 27 条 規定の変更 当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。 (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。 (2) 変更の内容が、本契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。	第 27 条 規定の変更 本規定の内容を変更する場合には、原則として変更日および変更内容を当社WEBサイトで相当期間公表することにより告知したうえで変更するものとします。この場合、変更日以降は変更後の規定が適用されるものとします。
第 28 条 公正証書の作成等 お客さまおよび連帯保証人は、当社の請求があるときには、直ちに本契約による債務について、強制執行の認諾のある公正証書を作成するため必要な手続きをとります。なお、このために要した費用はお客さまおよび連帯保証人が負担するものとします。	第 28 条 公正証書の作成等 お客さまおよび連帯保証人は、当社の請求があるときには、直ちにこの契約による債務について、強制執行の認諾のある公正証書を作成するため必要な手続きをとります。なお、このために要した費用はお客さまおよび連帯保証人が負担するものとします。
	第 29 条 報告および調査 1. お客さまは、当社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、お客さまもしくは連帯保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。 2. お客さまは、担保の状況またはお客さまもしくは連帯保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社に遅滞なく報告するものとします。
第 29 条 規定の準用 本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。	第 30 条 規定の準用 本規定に定めのない事項については、別途契約する「抵当権設定契約証書」の規定、預金口座取引一般規定の他、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。
第 30 条 住宅融資保険 本契約の締結にあたり、当社を契約者兼被保険者とし独立行政法人住宅金融支援機構（以下、「機構」といいます。）を保険者とする住宅融資保険を付保する場合、お客さまは、下記の各号について承諾するものとします。 (1) お客さまが本契約と同時に締結し、同日付で機構に債権譲渡された金銭消費貸借契約にもとづく一切の債務について期限の利益を失ったときは、本契約にもとづく一切の債務についても当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を返済すること (2) 前項のほか、お客さまの当社に対する住宅ローンの返済の継続が困難となった場合等、所定の要件が認められた時に機構が当社に対し保険金を支払うこと (3) 保険金の支払いにより当社から機構へ本契約にもとづく債権が移転（以下、「保険代位」といいます。）すること (4) 機構が当社に対し保険金を支払った場合でも、これによりお客さまの本契約にもとづく債務が消滅するものではなく、保険代位により機構が債権者となり当該債務の回収を行うこと	

<p>(5) <u>保険代位後、機構がお客さまに対する本契約にもとづく債権の管理回収を、債権回収会社に委託し、債権回収会社が機構に代わりお客さまに請求し取り立てる場合があること</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
	<p>第31条 その他特約事項 <u>お客さまは当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により取引ができないことがあることを承認します。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>個人信用情報機関への登録等</p> <p>1. お客さまおよび連帯保証人は、下記の個人情報（その履歴を含みます。）が当社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限りませ。）のために利用されることに同意します。</p> <p>(1) 全国銀行個人信用情報センター 略</p> <p>(2) 株式会社日本信用情報機構 略</p> <p>2. お客さまおよび連帯保証人は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p> <p>3. 本条2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（当社ではできません。）</p> <p>(1) 銀行が加盟する個人信用情報機関</p> <p>① 全国銀行個人信用情報センター https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ Tel : 03-3214-5020</p> <p>② (株) 日本信用情報機構 https://www.jicc.co.jp/ Tel : 0570-055-955</p> <p>(2) 銀行が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関 (株) シー・アイ・シー https://www.cic.co.jp/ Tel : 0120-810-414</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>個人信用情報機関への登録等</p> <p>2. お客さまは、下記の個人情報（その履歴を含みます）が当社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限りませ。）のために利用されることに同意します。</p> <p>3. 全国銀行個人信用情報センター 略</p> <p>4. 株式会社日本信用情報機構 略</p> <p>5. お客さまは、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p> <p>6. 本条2項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（当社ではできません。）</p> <p>(1) 銀行が加盟する個人信用情報機関</p> <p>① 全国銀行個人信用情報センター https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ Tel : 03-3214-5020</p> <p>② (株) 日本信用情報機構 https://www.jicc.co.jp/ Tel : 0570-055-955</p> <p>(2) 銀行が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関 (株) シー・アイ・シー https://www.cic.co.jp/ Tel : 0120-810-414</p> <p style="text-align: right;">以上</p>